

熊本市農業委員会総会議事録

日時 平成30年11月8日(木) 午後3時00分

場所 熊本市中央区花畑町9番1号 熊本市役所別館(駐輪場) 8階大会議室

農業委員23名

1番 赤木 英雄	2番 福原 幸一	3番 森 日出輝
4番 東 哲治	5番 眞鍋 宣孝	6番 谷口 憲治
7番 橋本 春利	8番 角居 登	9番 田上 泰則
10番 西富 大二郎	11番 網田 稔	12番 徳永 芳也
13番 西川 秀文	14番 木下 三智也	15番 上妻 孝市
16番 堀 恭子	17番 牧野 正治	18番 西田 廣行
19番 緒方 一臣	21番 田中 敏郎	22番 木村 憲正
23番 梅田 義弘	24番 宮本 淳一	

欠席委員なし

午後3時00分 開会

事務局 定刻になりましたので、ただいまから、熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会への出席は、農業委員総数23名中23名でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立しております。

それでは、会長にご挨拶をお願いいたします。

会 長 こんにちは。一言ご挨拶申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、農業委員会総会に多くの方の出席をいただき、まことにありがとうございます。

先日、今年の米の作況指数を農林水産省が発表しておりました。全国の指数が99の平年並みに対しまして、熊本県は103で、やや良という結果だったようで、安心したところでございます。

また、11月になりまして朝は寒い日が多くなり、1日の温度差が大きいです。この時期、体調を崩しやすい時期でもありますので、委員の皆様におかれましては、ご注意いただきたいと思っております。

それでは、本日の総会は農地法に基づく許可申請が主な議題となっております。総会の審議がスムーズに進行できますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

事務局 総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり、議事の進行を行うこととなっております。

それでは、会長、よろしくお願い申し上げます。

議長 それでは、議事に入りますが、議事に入るに当たり、総会次第3の議事録署名者、総会書記を指名します。本日の議事録署名者には16番の堀恭子委員と17番の牧野正治委員を、書記に事務局の坂本己喜参事を指名いたします。よろしくお願い申し上げます。

本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請など、全部で8件でございます。

議事に入ります前に議案の訂正がありますので、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議案のほうの訂正が今回ございます。

まず3ページをお開きください。第1号議案の3ページ、左側の番号13番でございます。その13番の一番右の枠、申請理由というのがございまして「子へ贈与」と記載してございますけれども、「甥へ贈与」に訂正となります。「子」が「甥」に訂正となります。3ページ13番、申請理由「子へ贈与」が「甥へ贈与」となりますので、訂正方よろしくお願い申し上げます。

続きまして、訂正が39ページになります。第8号議案、土地改良事業参加資格交替申出書のページになります。こちらの枠の1段目、番号の次に右が所有者とございますが、所有者の上に「新資格者」ということで、2段書きになります。さらにその右、耕作者の上の段に「現資格者」、現在の「現」に資格者ということで、2段書きに訂正をお願いいたします。

あと、確認でございます。12ページをお開きください。12ページの18番、こちらのほうが取り下げになっておりますので、訂正済みかと思っておりますけれども、もし訂正が漏れている場合は、こちらのほうを取り下げということで記載方、お願いいたします。に伴いまして、議案の目次のページです。表紙をめくっていただきまして目次のページ、こちら3号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、こちらのほうの件数が21件から20に訂正です。さらに、その一番下の合

計件数120が119件ということで、訂正済みのところですが、もし直っていない場合は、訂正方、よろしくお願いたします。
以上でございます。

議長 それでは初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、32件でございます。地元委員の報告に当たりましては、農地法第3条の第2項の判断基準により、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

 それでは、1番、お願いします。

7番 橋本春利委員

 7番委員、橋本です。

 1番から8番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

 1番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、施設野菜を栽培されている農家で、申請地にはトマトを作付される計画です。

 2番から4番は関連で、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、水稻、露地野菜などを栽培されている農家で、申請地には水稻、露地野菜を作付される計画です。

 5番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は施設野菜を栽培されている農家で、申請地にはナスを作付される計画です。

 6番から8番は関連で、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻を栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

 以上、8件につきまして先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 ただいま、1番から8番について、地元委員より報告がございましたが、この件について、何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、9番。

14番 木下三智也委員

14番委員、木下です。

9番から13番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

9番は、兄へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稻及び露地野菜を作付されており、許可後は露地野菜をつくられる計画です。

10番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻を作付されており、許可後は水稻をつくられる計画です。

11番は、経営拡張による使用貸借権設定の申請です。借り人は水稻、及び露地野菜を作付されており、許可後は水稻をつくられる計画です。

12番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻を作付されており、許可後は水稻をつくられる計画です。

13番は、甥へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稻を作付されており、許可後は水稻をつくられる計画です。

以上、5件について先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、9番から13番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、14番。

22番 木村憲正委員

22番委員、木村です。

14番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

14番は、経営拡張のための賃貸借権設定の申請です。賃借人は水稻、トマトを作付されており、許可後は水稻をつくられる計画です。

以上1件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、14番について地元委員より報告がございましたが、こ

の件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、15番。

11番 網田稔委員

11番委員、網田です。

15番から20番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

15番は、所有権移転による経営拡張の申請です。譲受人は水稻、露地野菜を作付されており、許可後は水稻、露地野菜を作付される計画です。

16番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜を作付されており、許可後は露地野菜を作付される計画です。

17番は、使用貸借権設定による後継者への経営移譲の申請です。借り人は牧草を作付されており、許可後は牧草を作付される計画です。

18番は、新規就農のための所有権移転の申請です。先月、営農計画などについて再度聞き取りの必要があると判断し、継続審議とした案件です。譲受人は許可後、麦、大豆のほか、タマネギ、白菜などの露地野菜を作付される計画です。譲受人に先日の地区委員会に再度出席いただき、再提出された新規就農等の営農計画等の聞き取りをし、何ら問題がないことを確認いたしました。

19番と20番は関連で、19番は賃貸借権設定による経営拡張の申請、20番は経営拡張のための所有権移転の申請です。賃借人は水稻を作付されており、許可後はそれぞれ水稻を作付される計画です。

以上、6件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願いします。

議 長 ただいま、15番から20番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

続きまして、21番。

16番 堀恭子委員

16番委員、堀です。

21番から25番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

21番は、耕作の便宜上のための所有権移転をされる申請です。譲受人はスイカを生産する専業農家で、許可後もスイカをつくられる計画です。

22番は、経営拡張のため、所有権移転をされる申請です。譲受人は飼料作物を生産する専業農家で、許可後は飼料作物をつくられる計画です。

23番は、後継者へ経営移譲のための使用貸借される申請です。譲受人は水稻を生産する専業農家で、許可後は水稻をつくられる計画です。

24番は、社会福祉法人が農業体験用として所有権移転をされる申請です。許可後は芋、柿、ミカンをつくられる計画です。

25番は、経営拡張のため賃貸借をされる申請です。譲受人は水稻を生産する専業農家で、許可後は水稻をつくられる計画です。

以上5件、さきの地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可の要件に該当しないと協議しました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、21番から25番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、26番。

17番 牧野正治委員

17番委員、牧野です。

26番から32番についての説明をいたしたいと思います。

26番と27番は関連であります。申請は、経営拡張のための賃貸借による権利設定と、売買による所有権移転の申請であります。譲受人は専業農家で、植木に移住して許可後は水稻と大豆を作付される予

定であります。

28番は、甥への贈与のための所有権移転の申請です。譲受人は専業農家で、許可後は、水稻、スイカを作付する予定であります。

29番は、子への贈与による所有権移転の申請です。譲受人は専業農家で、許可後は、水稻、キュウリ、ナスを作付する予定であります。

30番は、経営拡張のための売買による所有権移転であります。譲受人は兼業農家で、許可後は露地野菜、柿、フキを作付する予定であります。

31番は、後継者へ経営移譲のための使用貸借による権利設定申請であります。譲受人は専業農家で、許可後は水稻、大根、ニンジン、大豆を作付する予定であります。

32番は、一般法人の新規参入のための賃貸借による権利設定申請であります。許可後はオクラ、ナス、パプリカを作付する予定であります。先日の地区委員会に出席いただき、営農計画等を聞き取りいただきましたが、何ら問題ないことを確認いたしました。

以上7件、地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを、協議、確認いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、26番から32番について地元委員よりご報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請、1件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。それでは、1番、お願いします。

6番 谷口憲治委員

6番、谷口でございます。

1番につきまして、地区委員会での協議結果を報告いたします。

1番は、資材置き場と農業用倉庫及び通路建設のための転用申請でございます。農地区分は、10ha未満の小集団の農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画については、資材置き場と農業用倉庫及び通路などで、転用面積としては適正な面積と判断されます。申請

については、自宅に隣接しており、平成14年に農業用倉庫や通路、資材置き場などを建設し、使用してきたということでございます。今般、後継者へ経営移譲の手続を行うに当たり、農地を宅地敷地の一部と誤認していたことに気づきました。農地法に全く無知であったと深く反省し、二度とこのようなことがないように注意しますとの始末書が添付されております。

以上、地区委員会での協議状況を報告いたします。

以上です。

議長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、20件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。それでは、1番、お願いします。

5番 眞鍋宣孝委員

5番委員、眞鍋です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、不動産業を営む法人が、所有権移転により建て売り住宅への転用申請です。農地区分は、他の農地区分に該当しない小集団で生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。代替地についても検討済みです。土地利用計画は、木造2階建て住宅7棟及び公衆用道路を計画されており、転用規模は妥当であると判断しました。資金証明等、必要書類は添付されています。その他、権利設定者の同意書も添付されています。周辺農地への営農上、支障を及ぼすおそれもないものと判断されます。工期は平成32年12月31日までを計画されています。集落内開発制度指定区域内の農地で開発許可が必要ですが、開発景觀課と事前協議中です。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面とも、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくをお願いいたします。

議長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、2番。

7番 橋本春利委員

7番委員、橋本です。

2番から3番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番は、個人住宅建築のための所有権移転の転用申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の区域内にある農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則、不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の集落に接続して建築されるものに該当すると判断しました。土地利用計画は、転用面積411㎡に、個人住宅、木造平屋建て1棟、建築面積111.44㎡の建築で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。代替地についても検討されております。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は、許可後、速やかに着工され、平成31年12月20日までを予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認しております。

3番は、店舗兼個人住宅建築のための所有権移転の転用申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の区域内にある農地で、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の集落に接続して建築されるものに該当すると判断しました。土地利用計画は、事業面積499.42㎡に、転用面積414㎡に店舗兼個人住宅、木造2階建て1棟、建築面積128.34㎡の建築で、転用面積としては適正なものと判断されます。ただ、既に駐車場として利用されており、今後このようなことがないようにする旨の始末書が提出されております。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。代替地についても検討されております。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前審査の申請中とのことです。工事期

間は、許可後、速やかに着工され、平成31年12月20日までを予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認しております。

以上2件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断しました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 長 ただいま、2番から3番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、4番。

1番 赤木英雄委員

1番委員、赤木です。

4番から10番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

4番は、使用貸借権設定による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、市街地の区域に近接する10ha未満の広がりのない農地で第2種農地と判断され、代替地の検討もされております。土地利用計画は、事業面積466㎡に個人住宅1棟を建設される予定で、妥当な面積と思われます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要になりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前審議の申請中とのことです。工事期間は平成31年1月20日から平成31年12月25日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

5番から7番は関連で、所有権移転による建て売り住宅への転用許可申請です。農地区分は、市街地の傾向の著しい地区で上下水道2管の通った沿道で、500m以内に教育施設、医療施設がある第3種農地と判断されます。土地利用計画は、他地目含む総事業面積1,141.73㎡に建て売り住宅5棟を建設予定で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要になりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前協議の申請中とのことです。工事期間は、平成30年12

月20日から平成32年12月20日までの予定で、許可後、速やかに工事に着工されることを確認しております。

8番と9番は、所有権移転による建て売り住宅への転用許可申請です。農地区分は、市街地の区域に近接する10ha未満の広がりのない農地で、第2種農地と判断され、代替地の検討もされております。土地利用計画は、事業面積は、他地目を含む6,812.31㎡に建て売り住宅24棟を建設予定で、妥当な面積と思われます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要になりますが、集落内開発制度区域内で、開発景観課へ事前協議の回答書の提出もあっております。工事期間は、平成31年1月20日から平成32年3月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

10番は、所有権移転による建て売り住宅への転用許可申請です。農地区分は、市街地の区域に近接する10ha未満の広がりのない農地で第2種農地と判断され、代替地の検討もされております。土地利用計画は、他地目299.98㎡を含む総事業面積639.98㎡に建て売り住宅2棟を建設予定で、妥当な面積と思われます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要になりますが、集落内開発制度区域内で、開発景観課への事前協議の申請中とのことです。工事期間は平成31年2月1日から平成33年3月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上7件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願ひします。

議 長 ただいま、4番から10番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。また、8番、9番の関連案件については、3,000㎡を超えていますので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。

次は11番でございます。

8番 角居登委員

8番委員、角居です。

11番及び12番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

11番は、所有権移転による敷地拡張のための転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、譲受人は、現在居住している借家から持ち家に越してくる予定とされているが、自身が所有する宅地のほかに、申請地6.61㎡の登記地目が農地として残っていたことが判明したため、住宅敷地の拡張をする計画とのことで、妥当な面積と思われます。排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。ただし、許可を得ないで住宅敷地の一部として利用してきたことに対し、始末書の提出がっております。

12番は、所有権移転による貸し資材置き場への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則、不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、かつ、譲受人はその集落に居住され、業務の上で自身が所属する法人への貸し資材置き場として転用されるものであり、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、資材置き場が不足している水産業を営む法人へ貸し付ける計画で、許可後はアサリ採取用資材や運搬用用材置き場として利用する計画とのことです。転用面積は479㎡で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。ただし、許可を得ないで貸し資材置き場として利用してきたことに対し、始末書の提出がっております。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い、検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま、11番、12番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、13番。

22番 木村憲正委員

22番委員、木村です。

13番から16番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

13番は、所有権移転による個人住宅及び公衆用道路への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある農地で、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。代替地については検討されています。土地利用計画は、個人住宅1棟、及び公衆用道路として整備される計画で、適切な面積と思われます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前協議の申請中とのことです。工事期間は、平成30年12月1日から平成31年12月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

14番から16番は関連で、所有権移転による建て売り住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある農地で、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地と他地目99.75㎡を合わせた、総事業面積2,400.75㎡に、建て売り住宅9棟を整備される計画で、適切な面積と思われます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前協議の申請中とのことです。工事期間は平成30年12月20日から平成32年3月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上4件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面、ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、13番から16番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、17番。

11番 網田稔委員

11番委員、網田です。

17番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

17番は、所有権移転による建て売り住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当すると判断しました。代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地と他地目63㎡を合わせた総事業面積2,888㎡に、建て売り住宅11棟を整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前協議の申請中とのことでした。工事計画は、平成31年1月10日から平成31年12月1日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しています。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面、ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、17番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
18番は取り下げでございまして、19番。

16番 堀恭子委員

16番委員、堀です。

19、20番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

19番は、法人が所有権移転による駐車場への転用申請です。農地

区分は、10ha未満の生産性の低い小集団の農地で、第2種農地と判断されます。代替地の検討もなされています。土地利用計画は、駐車場18台分714㎡で、転用面積としては適正な面積と思われます。雨水は自然浸透させ、オーバー分は南側道路側溝へ排水する計画です。土砂の流出、被害防除などの心配はないと思われます。事業計画、資金証明、排水同意などもそろっており、工事期間は平成30年11月20日から12月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

20番は、所有権移転による分家住宅への転用申請です。今回の申請理由は、経営体育成基盤整備事業の中、非農用地設定された農用地に分家住宅への転用を行うものです。農地区分は、土地改良事業の対象となり、良好な営農条件を備えている10ha以上の一団の農地で、甲種農地と判断されます。甲種農地は原則不許可ですが、土地改良法第7条第4項に基づき非農用地用に設定された農地での転用申請です。代替地の検討もなされています。土地利用計画は、分家住宅平屋建て1棟で、転用面積としては適正な面積と思われます。雨水は自然浸透させ、オーバー分は敷地内の集水桝に集水し南側道路側溝へ排水する計画です。生活雑排水は、合併浄化槽を設置し、道路側溝へ排水する計画です。土砂の流出、被害防除等の心配はないと思われます。事業計画、資金証明、排水同意等もそろっており、工事期間は平成30年12月1日から平成31年10月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上2件、さきの地区委員会で現地調査を行い、協議、検討の結果、立地基準、一般基準の面から検討しました結果、ともに基準を満たされていると協議いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、19番から20番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、21番。

6番 谷口憲治委員

6番、谷口でございます。

21番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

21番は、建て売り住宅及び道路建設のための所有権移転による転用申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、申請地1,434㎡と他地目を含む総事業面積2,634㎡で、建て売り住宅10棟と道路などで、転用面積としては適正な面積と判断されます。汚水は合併浄化槽を経て市道側溝へ、雨水は浸透枳を経て市道側溝へ排水します。土砂の流出、被害防除等の心配はないものと思われます。代替地の検討もなされておりました、事業計画、残高証明、排水同意等もそろっており、工事期間は、平成31年11月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。開発許可が必要でございますけれども、集落内開発制度指定区域で、開発景観課で協議中でございます。

以上1件、さきの地区委員会で現地確認を行い、立地基準、一般基準の面から検討しました結果、転用許可基準を満たしていると協議いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、21番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次に、第4号議案及び第5号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いします。

事務局 　　第4号議案、第5号議案は関連ですので、あわせてご説明いたします。

まず、第4号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（8号）について、ご説明いたします。

初めに、所有権移転ですが、明細15ページの1番から18ページの13番までの合計13件で、1番が公社からの売り渡し、2番から11番までが公社による買い取り、12番と13番が相対による売買です。面積は、13件合わせまして、田2万3,221㎡、畑7,742㎡の、合計3万963㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

次に、利用権設定の新規設定分です。明細18ページの14番から19ページの16番までで、貸手3名、借手3名の件数3件です。契

約期間別では、6年未満が3件で、面積は3件合わせまして、田1万789.61㎡、畑3,634㎡の、合計1万4,423.61㎡です。権利の種類は賃借権、利用内容は施設野菜、水稻、露地野菜です。

次に、再設定分です。明細20ページの17番から22ページの20番までで、貸手4名、借手4名の件数4件です。契約期間別では、6年未満が2件、10年以上が2件で、面積は、4件合わせまして田1,487㎡、畑3万2,365㎡の、合計3万3,852㎡です。権利の種類は賃借権及び使用賃借権、利用内容は飼料作物、果樹、水稻、畑作物です。

続きまして、第5号議案です。

23ページの表をごらんください。こちらは農地中間管理機構との新規設定になります。明細24ページの1番から36ページの40番までで、貸手40名の件数40件です。契約期間別では、6年未満が3件、6年以上10年未満が2件、10年以上が35件で、面積は40件合わせまして、田8万481㎡、畑1万4,106㎡の合計9万4,587㎡です。権利の種類は賃借権及び使用賃借権、利用内容は水稻、畑作物、果樹を予定しています。

以上の案件につきましては、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第4号議案及び第5号議案の説明につきましては、以上です。

議長 　　ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては、各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合しているとのことでございます。

この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、計画案どおり承認することに決定します。
続きまして、第6号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願、2件でございます。地元委員の報告に当たりましては、対象農地の耕作状況などの調査結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いします。
それでは、1番、お願いします。

10番 西富大二郎委員

10番委員、西富です。

1番について、先日の地区委員会での協議状況を報告いたします。

証明願の申請があった農地について地元委員が現地確認を行い、願出人が耕作していることを確認し、地区委員会では申請に伴う証明を行うことに問題がないことを確認しました。ご審議方、よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願ひ出どおり証明することに決定いたします。
　　続きまして、2番。

1番 赤木英雄委員

1番委員、赤木です。

2番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番は、租税特別措置法第70条の6第1項の相続税の納税猶予継続のために必要とする証明の願ひです。土地の表示、証明の期間等は議案に記載されております。届出人はこれらの農地について水稻とホウレンソウを作付されており、引き続き耕作されていることを地元農業委員が確認しており、先日の地区委員会において証明の交付については、何の問題もないことを協議いたしました。

議 長 　　ただいま、2番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願ひ出どおり証明することに決定いたします。

　　続きまして、第7号議案、非農地証明願、2件でございます。地元委員の報告に当たりましては、対象農地の調査結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いします。

　　それでは、1番、お願いします。

7番 橋本春利委員

7番委員、橋本です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番の申請地は、以前より宅地として利用していましたが、住居の建て替えが必要となり、その際、地目が農地であることが判明しました。申請地の固定資産税証明書により昭和21年には住宅が建築されたことが証明されており、また、近隣住民も書面にて非農地であったことを証明しています。このことから、昭和27年10月20日以前から引き続き非農地であった農地と判断しました。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査を行い、協議、検討した結果、証明書の交付について何ら問題はないものと判断しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。
　　続きまして、2番。

6番 谷口憲治委員

6番、谷口でございます。

2番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

申請地は昭和27年10月20日以前から山林となっているとして、近隣に居住する住民の証言もあります。さきの地区委員会で現地調査を行い、協議、検討した結果、証明書の交付については何ら問題がないものと判断いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、2番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたしま

す。

続きまして、第8号議案、土地改良事業参加資格の交替申し出、2件でございます。それでは、地元委員より地区委員会での協議状況の報告をお願いします。

それでは、1番、お願いします。

1番 赤木英雄委員

1番委員、赤木です。

1、2番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番、2番は関連で、平成31年度に南区の元三地区での設立予定の土地改良区が行う土地改良事業及び圃場整備事業において、申請人が施行申請人になるために法人に貸し付けさせている農地について、双方合意の上、参加資格の交替を、土地改良法第3条第2項の規定により申し出ているものです。申し出対象農地は議案に記載されているとおりです。1番、2番の申出人は施行申請人として適格であり、土地改良区の賦課金の支払いについても所有者が支払うことで、参加資格の交替を申し出ているものです。先日の地区委員会において、承認通知の交付について何ら問題のないことを協議いたしました。よろしくをお願いします。

議長 ただいま、1番、2番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申し出どおり承認することに決定いたします。

続きまして、次第5の報告事項です。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案の黄色いカラーページ刷りがございます。「報告事項」ということで、これの1番から10番まで、合計の115件、報告事項が上がっております。内容については割愛させていただきます。

以上でございます。

議長 ただいまの報告事項の説明について、質問などございませんか。

一 同 なし。

議 長 ないようですので、次に、次第6のその他ですが、本日は何もありません。

以上をもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたしました。

なお、本総会において議決されました案件については、その条項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定により、その整理を、議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしと認めます。

よって本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

事務局 以上で、本総会に付議されました案件は全て終了いたしました。
これにて閉会いたします。

閉 会 午後3時53分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

平成30年11月8日

会 長 森 日出輝

署名委員 堀 恭子

署名委員 牧野 正治

書 記 坂本 己喜